

議案第56号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例及び鹿児島県立博物館協議会条例の一部を改正する条例

(鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、同法第3条」を「第3条第1項各号」に、「行なう」を「行う」に改める。

(鹿児島県立博物館協議会条例の一部改正)

第2条 鹿児島県立博物館協議会条例（昭和55年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

博物館法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。